

令和6年度 熊本市緑の基本計画推進委員会議事録要旨

開催年月日：令和6年（2024年）8月21日（水）

時間：13：30～15：30

開催場所：熊本市国際交流会館 4階第2会議室

出席者：委員長 ①蓑茂 壽太郎

副委員長 ②竹内 裕希子

委員 ③三原 悟

④力田 貞次

⑤伊東 麗子

⑥黒木 三奈子

⑦桑原 たか子

⑧坂哉 沙羅

⑨三浦 真理

※委員9人中8人出席

定足数を満たしている

（欠席：三原委員）

事務局 北村 森の都推進部長

長 みどり政策課長

田尻 みどり公園課長

吉田 花とみどり協働課長

他10人

1. 開 会

2. 森の都推進部長挨拶

3. 委員長の互選

4. 議 事

(事務局説明)

(1) 基本方針の施策事業実績評価及び前年度のご意見・対応について・・・資料 1、資料 2

(2) 緑の基本計画に基づく取組内容について・・・・・・・・・・資料 3-1～資料 3-6

(3) 質疑応答

～事務局より資料 1, 2 - 1, 2 - 2 の説明～

(竹内副委員長)

資料 3-1 の「環境保護地区制度の見直し」に関する資料の中で、4 番の見直しのポイントに「指定基準の 2000m²未満の緑地を保全する仕組みがない」とありますが、この 2000m²の基準はどのように決められたのでしょうか。また、30 年が経過し緑地のサイズが変わってくる中で、30 年前には小規模だった緑地が市民にとって重要な緑地となり、保全対象となるべき場所もあると思います。今後の見直しにおいて基準づくりが議論される際、他市町村の取組などで参考になる事例があれば教えていただきたいです。

次に、資料 3-2 の「緑視率調査」についてですが、毎年 10 月に実施されている理由は何でしょうか。植物の繁茂する時期として 10 月が適切なのか、これまで 10 月に実施されてきた経緯があるのか、その理由を教えてください。

また、インスタグラムを使った「美しいと感じる通り」の写真を用いて緑視率調査を行ったとのことですが、道路を主とした写真コンテストで緑視率を測るという指標に疑問があります。美しい景観というテーマで募集した写真であれば、そこにどれだけ緑が含まれているかを測ることは理解できますが、道路という条件が設定されている中で緑視率を測る合理性について教えていただきたいです。

(事務局) 【みどり政策課】

2000 m²の基準については、市の要綱で定めています。2000 m²を定めた理由は、昭和 58 年に自然環境調査を行い 300 m²以上の緑地 971 箇所を抽出しております。その後、緑地の評価を行い 2000 m²以上の 111 箇所を選定しております。その後、さらに精密調査と地権者の意向を反映した結果、現在の指定箇所となっております。2000 m²の基準につきましては、

箇所数と保全に係る予算の問題もございますので、そういった面も考慮して決められたものと認識しております。また、過去の資料によると藤崎宮周辺の緑が2000㎡くらいであり、その程度の規模感を参考に環境審議会で議論があったと聞いております。

(事務局) 【みどり政策課】

緑視率の調査時期については、最初の調査が10月だったため、同じ時期に継続して調査をしているところでございます。

(蓑茂委員長)

行政が予算をとって準備すると10月になったのが実情かもしれません。

(事務局) 【みどり政策課】

委員長からのご指摘もひとつの理由と思われまます。

(事務局) 【みどり政策課】

次に、市民参加の緑視率調査の対象を道路とした理由ですが、本市の緑視率調査は道路で実施しているということ、また、公園等に対象を広げると、必然的に撮影される緑の比率が大きくなることから、対象を道路としております。

もう1点、副委員長からご質問のありました、お手本となるような他都市の事例についてですが、他都市においても条例に基づく緑地の保全制度があり、緑の量の基準として500㎡以上や1000㎡以上といった事例がございます。他都市におきましては、法に基づく緑地の保全制度と条例に基づく緑地の保全制度を併用しているところがございます。そういった法でしっかり守る部分と条例で若干緩やかな規制で守るといった、メリハリをつけている事例がございます。そういった他都市の制度の事例も参考にしたいと思っております。

(竹内副委員)

もう1点伺いたいのですが、緑視率は緑の量を測る上で非常に重要な指標です。しかし、近年のように気温が高くなり、日差しが強くなる状況では、木陰の効果が非常に重要だと思います。木陰の評価について、今後検討される予定はありますか。

(事務局) 【みどり政策課】

木陰については、東京オリンピック開催に当たり、熱さ対策で議論されたことがあるかと思えます。緑の基本計画には木陰をつくっていくというような具体的な施策はございませんが、関連として、計画の指標のひとつとなっている緑被率について調査をすることになっております。

(蓑茂委員長)

今の木陰の問題は、予算化して緊急調査を始めたほうが良いと考えます。実際に歩いていると、街路樹で陰になっている場所とそうでない場所では大きな違いがあります。木陰は市民に訴えるには非常にわかりやすい指標であるため、ぜひ緊急調査を行うようお願いしたいです。

(黒木委員)

資料3-2の「緑視率調査」についてですが、2番の「撮影箇所数及び緑視率結果」において、新規に3箇所程度ずつ調査箇所が追加されています。これらの追加された箇所の選定基準はどのようなものでしょうか。

(事務局) 【みどり政策課】

選定基準を具体的に設けているわけではありませんが、同じ地区内で代表的な交差点をピックアップして撮影しています。

具体的には、中心市街地における既存箇所は、通町筋の交差点と辛島電停の交差点のところの2箇所です。今回、4箇所追加しており、基本的にはエリアに点在する形で設定しております。慶徳コミュニティセンターが立地している交差点、あとは電車通りで2箇所、熊本駅前の1箇所となります。このように各エリアの主要な交差点の中から3点、4点ほど抽出しているという状況でございます。

(坂哉委員)

市民の方々が様々なボランティアに参加しているというご説明がありました。公園愛護会の皆様や、私たちのような活動を行っている者は、基本的に自身の意思でボランティアとして活動しています。熊本の緑を守る取組として、より多くの市民がボランティアに参加できるような仕組みづくりを行政にもっと推進していただけると非常にありがたいです。

先週土曜日に四ツ角マーケットを開催し、多くの方々にご協力いただき感謝しております。今回は熊本市の「あいぽーと」でボランティアを募集し、高校生約20名が参加してくれました。高校生たちがどのような想いでボランティアに参加したのかはそれぞれ異なると思いますが、動機はともあれ、緑を守る取組に参加することで、緑の良さや熊本の魅力に気づいてくれるのではないかと思います。参加することで多くのことに気づくと思いますので、まずは窓口を広げ、多くの方々に情報が行き届くような仕組みがあれば、さらに活動が広がるのではないかと思います。

(事務局) 【花とみどり協働課】

緑に関するボランティア制度はいくつかございます。力田会長にご紹介いただいた公園愛護会もそうですし、街路樹愛護会というのもございます。道路や公園に関して「ふれあい

美化ボランティア」という企業さんや自治会の方で形成しており、道路の清掃や除草などの美化をしていただく団体もごございます。また、「緑のマイスター」というボランティアのリーダーを育成する制度もあります。様々な制度があり、わかりにくい部分もごございますけれども、今後はわかりやすいように発信をして参りたいと思います。

あわせてくまもと花博の中でも、ボランティアさんの力というのはすごくありがたい力として、市民の皆様と作り上げていくイベントにもしたいと思っております。今年は昨年よりもボランティアの募集を早く設定しており、つい先日から始めたところです。

「くまもとアプリ」というボランティアポイントがつくようなアプリもできましたので、そういったものも活用し、みなさんも楽しんで取り組んでいただけるようにしていきたいと思っております。

(蓑茂委員長)

今は「多様な主体」という言葉が非常に重要です。すべてを行政が担うのではなく、市民が公共の役割を担うことも必要です。行政だけでは対応しきれなくなる前に、市民が積極的に関与する仕組みを作ることが大切です。対応しきれなくなってから誰かにお願いするのでは遅いので、ぜひその点を心がけていきましょう

(三浦委員)

市民が参加できそうな取組として、昨年のインスタキャンペーンがあります。広報は市政日より、ホームページ、フェイスブックなど様々な媒体で行われたとのことですが、投稿者数が30人、投稿数が42件と少なめだった印象です。私もフェイスブック、ライン、インスタを利用していますが、この情報をキャッチできていなかったように思います。

今年度も同様の取組を予定しているのでしょうか。昨年の参加数が少なかったことを踏まえ、どのような広報方法を考えているのか教えていただきたいです。

(事務局) 【みどり政策課】

資料に記載しておりませんが、本市では小中学生や保護者がiPadで電子のチラシが見ることができる仕組みがありますので、それをメインの広報としておりました。この企画の景品についても、こども達をターゲットに、江津湖の江藤ボートハウスさんや江津湖みなも祭りなどにご協力いただき、景品を準備しておりましたが、結果的には集まらなかったという状況でございまして。今年度の実施については、未定でございまして、委員の皆さんからのご意見を参考にしながら、検討したいと思っております。

(蓑茂委員長)

人口が70万人いるのに参加数が少なかったのですね。広報活動は継続することで参加者が増えるのではないかと思います。

(事務局) 【みどり政策課】

事業説明の補足ですが、この市民参加の緑視率調査の位置付けは、緑視率の計測ではなく、緑の大切さに気付いてもらう緑の啓発です。説明が抜けていました。失礼いたしました。

(桑原委員)

資料2の1ページ目、健全な森づくりの推進で放置竹林有効利用推進事業の実施団体が24団体中24団体という実績値があります。そのほかの資料にも放置竹林は進んでいるというコメントがあったのですが、本当に進んでいるのかどうか気になります。

次のページの資料2の2ページの3-1「生物多様性戦略」として外来種駆除が記載されています。熊本市ではありませんが、先日、嘉島の湧水群に行った際、子供が「外来種植物ばかりだ」とつぶやいていました。こういった外来種の調査・研究はどのように行われているのでしょうか。例えば、子供たちに外来植物の写真を撮ってもらい、それを通じて外来植物に興味を持ってもらう仕組みや、リサーチにつなげる方法が必要ではないかと思います。

続いて、資料2の3ページ目に「グリーンカーテンを設置している施設」として、1の3(3)に4箇所と記載されていますが、この4箇所という数字が少ないように感じました。グリーンカーテンはもっと多くの施設に設置されているように思いますが、この4箇所が良いのでしょうか。

また、4ページ目の「屋上緑化、壁面緑化」の3の(2)についてですが、右下にイメージ図やイラストがあります。これだけ暑くなり、台風が大型化している中で、屋上緑化は台風で飛んでしまうのではないかと、また維持管理がどれだけ大変かを考えると、このままで良いのか疑問に思います。以前、造園業をしていた際に、助成金を受けて屋上緑化を行った個人宅がありましたが、5年以上経って草だらけになり、管理を依頼されたことがあります。実際の設置よりも管理の方が大変で、例えば命綱をつけて草取りや張替えを行うなど、非常に大変な作業でした。この経験から、屋上緑化について再考する必要があるのではないかと思います。

フラワーポットの設置が進み、町が非常にきれいになっていることは嬉しいですが、この暑さの中では管理が大変だと思います。例えば、資料3-3にあったオフィス内緑化事業に夏の間はシフトし、市役所内が率先してグリーンディスプレイを取り入れ、緑を身近に感じてもらう取組があっても良いのではないかとと思います。

次に資料2の7ページについてです。1の(2)の真ん中あたりに「冬の江津湖、上江津湖に生息する野鳥」というキャプションがありますが、写真はどれも雁回山か立田山のように見えます。「冬の江津湖」と書いてあるので、写真とキャプションが一致していないように感じました。これは夏の立田山か雁回山の写真ではないかと思います。恐らく14回あった中の一つの写真だと思いますが、確認させていただきたいです。

(事務局) 【みどり政策課】

申し訳ありません。資料の写真 26 については、江津湖での実施写真ではありません。

グリーンカーテンの実施箇所 4 箇所については、実際はもう少しあると思いますが、市の施設もたくさんありますので、拾いきれていない部分もあると思います。

(事務局) 【花とみどり協働課】

最初にご質問頂いた、竹林の面について、竹林が増えているかという点ですが、竹林の面積すべてを把握できておりませんが、また、緑被率調査で面積は出てくると思います。

竹林については、整った竹林であればよいと考えております。そういう点で、実績にあるように民間団体等が本市の有効利用の推進事業（竹の粉碎機の貸出）や、林野庁の森林山村多面的補助金を活用して、竹林の整備や竹林を活用できるような森づくりを実施されています。国の補助と本市の有効利用推進事業を利用している団体は概ね重複しており、国の補助金を利用される団体で、さらに竹を粉碎されたところが、事業の補助金を使うという形で事業を推進しております。

この事業で整備をしている面積自体は年間 30～40 ヘクタール前後で、このような事業を続けていくことで、整った緑地や、森林が維持できていくと考えております。

(事務局) 【みどり政策課】

外来種の調査につきましては、環境政策課で実施しており、本日は出席しておりませんが、申し訳ございませんが、明確なご回答はできません。昨年度は希少種の調査をしており、その中で外来種についても調査していたと思いますので、後日ご回答いたします。

(蓑茂委員長)

資料のフォーマットについてですが、もう少し小さくして、表裏を使っても良いので、ハンディなサイズにしてほしいです。これが非常に大事だと思います。

また、目標の設定が予定調和的に見える部分があります。いろいろな人に配布できるようにして、熊本市が緑の基本計画を毎年実施し、点検評価を行っていることを多くの人に知ってもらうことが重要だと思います。現在のフォーマットは少し大きすぎるので、改善を考えてください。そうすれば、議会の先生方も見やすくなると思います。

(伊東委員)

資料 2 の 3 ページの下部にある「効果的な公共施設等の緑の創出」についてですが、街路樹や学校樹の維持管理が増えたことが評価対象となっているとのこと。資料 3-3 で説明があったように、これには伐採した費用も含まれているのでしょうか。もちろん危険木は放置できませんが、それによって緑が減ったのではないかと思います。これを評価値として出すことについて疑問があります。

次に、資料 2 の 7 ページの「緑に親しみ学ぶことによる市民の緑化意識の高揚」についてです。フランスでの技術指導やサンアントニオ市での東屋改修が記載されていますが、市民の緑化意識の高揚というタイトルに対して、どのような効果を期待しているのか教えてください。

また、資料 3-2 の緑視率についてですが、前の会議でも指摘したように、画角によって恣意的に見られる可能性があります。それに対して課題を考え、対策を取る姿勢は誠実に感じますが、AI によって精度が出なかった場合、例えば山が入らなかった場合など、修正しないままデータを上げているのでしょうか。もしそうであれば、修正する手段はないのでしょうか。以前、CAD を使って緑を囲って面積を出す方法を行っていましたが、AI に比べるとアナログな方法です。これらを組み合わせて、より正確なデータを出す努力を考えてはいかがでしょうか。

最後に、緑の基本計画の中で期待していたグリーンインフラについてです。防災に絡めたグリーンインフラの取組について、今回は言及がなかったように思いますが、今後の計画について教えていただきたいです。

(事務局) 【みどり公園課】

街路樹、学校樹木について、伐採費用は入っておりません。森の都推進部を組織する段階で街路樹や学校樹木などを引き受けることによって、予算を確保したというところはございます。道路の草刈りを 3 回から 4 回にしたり、第二空港線から電車通りの樹木管理を複数年契約にしたりというような予算をとって今回、予算化したところがございます。

次に 7 ページのフランスとサンアントニオですけど、こちらは熊本市の交流都市と姉妹都市になります。こちらで日本庭園を整備しており、その整備を通して、海外の皆さんに見ていただくとともに、日本庭園の技術など海外の方に技術指導をすることで、市民への緑化意識の高揚を図っているというところです。

最後の、グリーンインフラについては、慶徳緑地でグリーンインフラの整備をしたいと考えておりまして、現在地元と協議中です。来年度には報告ができると思います。

(事務局) 【みどり政策課】

緑視率の補正はアプリではできないため、未補正の数字となっております。緑以外を認識してしまったところの補正の方法については、今後研究してまいります。

また、グリーンインフラについて補足ですけれども、今、熊本県立大学や熊本県、肥後銀行が中心となって、2030 年までに 2030 個雨庭をつくる雨庭パートナーシップというものがございます。本市もパートナーシップに参画しておりますので、協力してやっていきたいと考えております。

(蓑茂委員長)

今の緑視率の問題についてですが、以前から指摘しているように、ガードレールや歩道橋の階段、手前にある電信柱などは阻害要因です。これらの阻害要因をAIに認識させて除外することが必要です。これらは完全に視界を邪魔しているので、AIで対応できるはずですが、もしできないのであれば、委託している業者が対応できていないだけです。緑被率にこだわるのであれば、そのくらいの対応は必要だと思います。

また、環境保護地区の制度の見直しについてですが、これは都市緑地法を視野に入れて検討していくということでしょうか。

(事務局) 【みどり政策課】

環境保護地区の制度の見直しについて、都市緑地法の制度についても検討してまいります。しかしながら、財源の問題もございますので慎重に検討したいと考えております。

(蓑茂委員長)

政令指定都市で特別緑地保全地区を持っていないのは熊本市だけでしょうか。福岡市や北九州市も制度を適用しています。財源確保のためにも、こうした点を調べていくことが重要です。

熊本市は風致地区を非常にしっかりと指定しています。大正時代に都市計画法が制定された際、すぐに指定されました。当時の熊本市域の約30%が風致地区でした。これが「森の都」と呼ばれる所以です。しかし、風致地区の規制は受忍の限界内での規制であり、それだけでは保全が難しいため、いわゆる古都保存法の歴史的風土特別保存地区が制定されました。鎌倉や京都、奈良などの特別な地域に適用される法律です。

その後、首都圏や近畿圏では特別な地域に適用される緑地保全法が制定されました。これにより、必要な場合は買取り請求ができるようになりました。全国的にこうした動きが広がり、都市緑地保全法が制定されました。風致地区の中でも重要な部分については特別緑地保全地区として指定することができますが、熊本市ではこれまで指定されていません。

森の都推進部が設立されたのは、こうした取組を進めるためだと思います。部長さん、ぜひ頑張ってください。大変だとは思いますが、若い人たちが元気そうなので期待しています。

市としては、この環境保護地区制度の見直しについて環境審議会から提案があるようです。この委員会でも知恵を出して議論のお手伝いをしたいと思います。

(事務局) 【みどり政策課】

政令指定都市のなかで、特別緑地保全地区制度を運用しているのは、20都市中15都市となっています。

(蓑茂委員長)

そういう実態を公表した方がいいですよ。

樹木の総点検は本当に素晴らしい取組ですね。52,900 本もの調査を行った都市は他に例がないと思います。この実績はぜひ市民に公表して、広く知ってもらいたいと思います。市民に対してこの実態を公表されたのでしょうか。

(事務局) 【みどり政策課】

議会で報告させていただいております。

(蓑茂委員長)

議員の先生方は地域の代表ですので、知らない方もいるかもしれません。広報などでしっかりと情報を伝えることが重要です。52,900 本の樹木を調査し、そのうち約 4,500 本が撤去の対象となったという数値を公表してはどうですか。そうしないと、伐採に対する反対意見だけが目立ってしまいます。

また、来年度は課題だけをこの委員会に問いかけるのではなく、熊本市が誇る緑の取組についても紹介すべきです。熊本には自慢できる街路樹や緑地がたくさんあります。これらをどうやってさらにブラッシュアップしていくか、引き出していくかといったポジティブな議論材料も提供してほしいです。困ったことばかりを議論していると暗くなってしまいます。

先日お伝えした県道の件は調べていただきましたか。この間、阿蘇から市内へ行く途中にこのツツジを見ました。これはだれが管理しているのか教えていただきたいです。

(事務局) 【みどり政策課】

北区の高平です。熊本城から京町台を北に向かうとツツジが道路の両サイドにある場所です。土木センターが管理しています。

周辺は春になればツツジがきれいに咲き誇って、もともと街道だったということで、他人が入ってくると上からのぞいて、他人だったらやっつけるというような、道だったようで、それがずっとこのまま残っております。もともと県道でしたが、現在、熊本市で管理しております。

(蓑茂委員長)

この通りには名前を付けた方がいいですね。いや、本当にすごいです。レベルが高い。この土地には民有地も含まれているのではないのでしょうか。だから、民間の協力ができないと思います。

(事務局) 【みどり政策課】

ありがとうございます。その言葉につきるような気がしています。行政だけでは限界があると思いますので、みんなで一緒にやるのが一番かと思っています。

(蓑茂委員長)

あと緑の基本計画のアクションプログラムの冊子は立派ですね。これは何部つくっているのですか。

(事務局) 【みどり公園課】

1箇所につき大体300部ぐらい作成し、まちづくりセンター等に置いております。

(蓑茂委員長)

それは閲覧用ですか。

(事務局) 【みどり公園課】

配布用となります。

冊子にVOL1と記載しておりますが、実施する中で新たな事業が入ってきたら、改定して再度印刷することを考えております。

(蓑茂委員長)

パンフレットの裏表紙に掲載されるスポンサーの数を増やすと良いのではないのでしょうか。

(蓑茂委員長)

我が町には、こういったパンフレットがあるというのは良いことと思います。紙ベースもよいが、デジタルデータでも提供できると、もっと便利かもしれません。

(事務局) 【みどり公園課】

ホームページにも掲載し、デジタルデータでも公開しております。

(蓑茂委員長)

ホームページに載せているのですね。アクションプログラムを市民の方にもっと知ってもらえるよう広報をもっと増やした方がいいと思います。

(蓑茂委員長)

坂哉委員の取り組まれている、鳥井原公園のイベントは連鎖的にどんどん変わってきま

したよね。まるで生き物のように成長したり、コロナの影響を受けたりして、うまく地域で息づいています。熊本市にもあいう公園がいくつかあっても良いと思います。熊本地震の一つの成果かもしれませんが、熊本市の小公園も生き延びました。小公園なんていないと思っていた人もいましたが、みんなが車で家の近くの公園で余震に耐えたことで、やはり必要だということが分かりました。

新潟のある勉強会で話題にしたのは、公園の前にあるレストランやカフェが、その公園の畳1畳分の土地を使ってサラダに使う菜園を栽培し、その土地を管理運営するというものです。当面の5年間は無料で貸し出し、公園条例の一部を変更して、その後は使用料を取るようにし、公園の経営に役立てようというアイデアです。

(力田委員)

熊本市の水前寺江津湖公園で公園内に喫茶店をつくるといった計画はありませんでしたか。

(事務局) 【みどり政策課】

P a r k - P F I制度を使って、民間事業者が公園の中にカフェ等を建設してもらい、公園整備を行うという事業があり、緑の基本計画でも官民連携ということで位置づけております。しかしながら、民間事業者の採算性の問題もあり、事業が進んでいない状況です。

水前寺江津湖周辺は、大雨で浸水する場所でもあり、そこは安全性を踏まえ場所を選定する必要があるかと思います。

5. 閉 会